

所得税の確定申告

【各会場共通の注意事項】

※混雑状況によっては時間内でも受付を終了する場合があります。
 ※納税はできません。お近くの金融機関などをご利用ください。
 ※還付申告などの簡易な申告は自宅で作成し、郵送すると待ち時間がなく便利です。

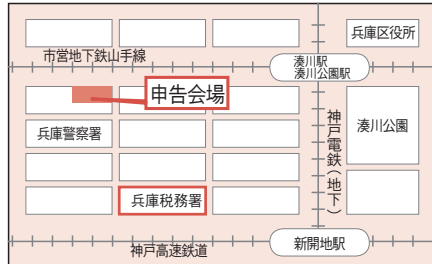
◆三田会場での確定申告受付・相談

	日程(土・日曜を除く)	相談受付時間	会場
確定申告全般	2月22日(水) ～3月3日(金)	9時30分 ～15時30分	市商工会館5階(天神1-5-33) ※上記会場への問い合わせは、 ご注意ください。

※可能な限り公共交通機関で来場ください。自家用車を利用する場合は、総合文化センター(郷の音ホール)駐車場をご利用ください(入庫は8時からです。ほかの近隣駐車場には駐車しないでください)。

◆兵庫税務署の申告書作成会場

日程・相談受付時間＝2月16日(木)～3月15日(水)、9時～16時 ※土・日曜を除く
 場所＝神戸市管工事会館6階
 (神戸市兵庫区下沢通3-4-25)
 ※兵庫税務署内には申告書作成会場を開設していません。
 ※駐車場はありません。



◆休日の申告書作成会場(2日間のみ)

日程・相談受付時間＝2月19日(日)・26日(日)、いずれも9時～16時
 場所＝アスタくにつか5番館南棟2階(神戸市長田区二葉町5-1-1)

◇確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

申告書の作成は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。作成した申告書は印刷して郵送で提出することができます。

- ①今年からタブレット端末などからも利用できるようになりました。下記の二次元コードからアクセスしてください。
- ②「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、コンビニエンスストア等で印刷(有料)できるプリントサービスにも対応しています。
- ③国税電子申告・納税システム「e-Tax」を利用すると、自宅から電子申告することができます。

問い合わせ＝

確定申告書等作成コーナーの操作方法など
 作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)
 申告に関するご質問や必要書類の確認など
 兵庫税務署(078-576-5131)



◇作成済みの確定申告書は市役所でも提出できます

期間＝2月1日(水)～3月15日(水)9時～17時30分 ※土・日曜を除く
 受付窓口＝三田市役所本庁舎2階税務課市民税係(32番窓口)
 ※確定申告書の作成に関する相談はできません。
 ※作成済みの確定申告書と添付資料を、住所・名前を記載した封筒に入れて持参ください(封筒は、のり付けしないでください)。
 ※税務課が申告書を預かり、本人に代わり税務署へ届けるものであり、税務署の受付印は押印できません。

■確定申告が必要な人

◇給与所得者

- ①給与収入が2000万円を超える人
- ②2カ所以上から給与収入があり、主たる給与の支払者以外からの収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人
- ③給与、退職以外の農業・不動産などの所得が20万円を超える人

※②または③で20万円以下の人は市県民税の申告が必要です。また、マイホームを住宅ローンなどで取得した場合、多額の医療費を支払った場合、災害や盗難にあった場合、年の途中で退職し、再就職しておらず年末調整していない場合などは、確定申告をすれば所得税が還付されることがあります。

◇事業所得者 事業所得の申告は、すべて収支計算による申告となっています。収入や経費を整理・記帳したうえで会場へお越しください。

◇年金所得者 23年分から公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の人は所得税の確定申告書の提出が不要です。(市県民税の申告が必要な場合があります。下記「■年金所得者で市県民税の申告が必要な人」参照)

※所得税の還付を受ける場合や、株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書は提出することができます。

※遺族年金や障害年金は非課税のため、申告する必要はありません。

※27年分から、源泉徴収の対象となっていない外国の公的年金等の支給を受ける人は確定申告不要制度の適用を受けられません。

■申告に必要なもの

◇給与や年金などの収入がある場合＝源泉徴収票(原本)

◇事業所得、不動産所得、農業所得がある場合＝収支内訳書、農業所得明細書など

◇上記以外の所得がある場合＝所得金額のわかる書類

◇各種の控除を受ける場合

- 医療費控除＝医療費の領収書(多数のときは明細書を作成)
- 社会保険料控除＝支払額のわかる書類(国民年金保険料は証明書が必要)
- 小規模企業共済等掛金控除＝支払った掛金の証明書
- 生命・地震保険料控除＝支払証明書
- 勤労学生控除＝在学を証明する書類(学生証等)
- 障害者控除＝障害者手帳等
- 寄附金控除＝寄附先からの寄附金の受領書
- 住宅借入金等特別控除＝家屋の登記事項証明書、住民票の写し(原本)、売買契約書・請負契約書のコピー、ローンの年末残高証明書など

◇その他

- ①認印を持参ください。
- ②28年分以降の申告書や申請書などを提出する際は、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- ③所得税の還付申告の場合は申告者の口座番号が必要です。
- ④昨年、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」または申告会場のパソコンを利用して申告した人には、確定申告用紙などに代えて、「確定申告のお知らせはがき等」が税務署から送付されます。申告会場で確定申告書などを作成する人は、はがき、昨年の控えなども持参ください。

問い合わせ・申告書送付先	確定申告・国税(所得税・贈与税・相続税等)	
	兵庫税務署(078-576-5131) 〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-1-4	

※確定申告書は、郵送または税務署の「時間外収受箱」に投かんすることもできます。

市県民税の申告

◆個人市県民税の申告相談会場

日程(土・日曜を除く)	相談受付時間	会場
2月16日(木)～3月15日(水)	10時～15時	市役所本庁舎2階201会議室

■申告が必要な人

29年1月1日現在、市内に住んでいる人は市県民税の申告が必要です。
 ただし、税務署に所得税の確定申告をした人や、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人、市県民税が非課税(前年の合計所得金額が28万円以下)になる人は申告する必要はありません。なお、所得・課税証明書の必要な人は申告が必要になる場合があります。

■年金所得者で市県民税の申告が必要な人

年金所得者で確定申告書の提出が不要な人(上記「◇年金所得者」参照)のうち、
 ①医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の各種控除を受けようとする人
 ②公的年金等(遺族・障害者年金等を除く)に係る雑所得以外に他の所得があった人
 ※還付を受ける場合や、株式などの損失を翌年に繰り越すために確定申告書を出した人は、市県民税の申告をする必要はありません。

※収入が公的年金等のみで、下記に該当する人は、市県民税の申告も不要です(年金支払者から公的年金の支払報告書が提出されます)。

- ・公的年金等の収入金額が次の金額以下の人
 昭和27年1月1日以前生まれの人＝148万円
 昭和27年1月2日以後生まれの人＝98万円
- ・公的年金の源泉徴収票と控除内容に変更がない人(本人該当控除、扶養控除、社会保険料控除など)

■申告に必要なもの

◇必要な書類＝上記「■申告に必要なもの」を参照してください。

◇認印

- ①本人が申告する場合＝個人番号カードまたは個人番号通知カード＋運転免許証など本人確認書類
- ②代理人が申告する場合＝代理人の本人確認書類＋申告者の個人番号が確認できるもの ※同一世帯でない場合は委任状
 ※本人確認書類の例…運転免許証、健康保険証、パスポートなど

～29年度課税分から適用～

26年度税制改正により、給与所得控除額の見直しが行われ、給与所得控除額の上限額が下記のとおり改正されました。

改正後	1000万円超～1200万円以下	変更なし
	1200万円超	230万円(上限)

改正前	1000万円超～1500万円以下	収入金額×5%+170万円
	1500万円超	245万円(上限)

問い合わせ・申告書送付先	市県民税申告・個人市県民税	
	三田市税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697) 〒669-1595 三田市三輪2-1-1	

※確定申告書の作成に関する相談は、市役所では行っていません。申告書の書き方などについて相談がある人は確定申告会場を利用ください。

(広告)

認定補聴器専門店

三田補聴器 コスモス
SANDA Hearing Aid COSMOS

〒669-1535 兵庫県三田市南が丘2丁目14-37 サンマルコ番館1階
定休日/月曜日、奇数週の日曜日 営業時間/9時～17時(祝祭日15時)

TEL: (079) 558-8533
ホームページ <http://sanda-hochouki.com>

補聴器の試聴お試し期間・最大3ヶ月!

(広告)

お悩み・お困りごと、ありませんか? お一人で悩まずお気軽にご相談ください。

無料法律相談会

相続・成年後見・贈与・多重債務
離婚・賃貸借・訴訟代理(定額報酬)
消費者問題・会社設立など

第1・第3水曜日 17:30～19:00
第2・第4土曜日 13:00～15:00
場所: 三田駅前キッシーモール6階
※祝日・年末年始他、臨時で日程及び会場が変更される場合があります。

事前予約不要!

兵庫県司法書士会伊丹支部 ☎078-341-2755

ラジオ放送/毎月第2水曜日15:10～15:40 HONEY FM(82.2MHz)「サウンドカフェ」番組内で「教えて、司法書士さん」絶賛放送中